



2013年5月22日 第2013-27号

【発行】 J A M

【発行責任者】 宮本 礼一

【編集】 産業政策グループ

TEL 03-5860-6150

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

## 平成25年度「中小企業技術革新挑戦支援事業」の公募開始

---中小企業技術革新制度（SBIR制度）---

平成26年度の厚生労働省「障害者自立支援機器等開発促進事業」に応募する事を前提に、探索研究、実証試験（F/S）の実施を行う。

公募テーマ

- (1). 肢体障害者の日常生活支援機器の開発
- (2). 視覚障害者の日常生活支援機器の開発
- (3). 視覚障害者の日常生活支援機器の開発
- (4). 障害者のコミュニケーションを支援する機器の開発

公募期間は、平成25年5月20日(月)～平成25年6月14日(金)

実施期間は、8月～2月末までの7か月程度

委託金額は、300万円/1件

応募要領は、中小企業庁ホームページを参照してください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2013/130520Challenge0.pdf>

【ご案内】 中小企業技術革新制度（SBIR制度）による支援措置について

本事業は、中小企業技術革新制度（SBIR制度）の「特定補助金等」として指定される予定のものです。本事業の委託先のうち中小企業は、その成果を利用した事業活動を行う場合に、各種支援措置を受けることができます。なお、支援措置のご利用に当たっては、個別の支援措置ごとに支援機関の審査や確認を受ける必要があります。

SBIR制度とは、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づき、中小企業者等の新技術を利用した事業活動を支援するため、中小企業者等による研究開発とその成果の事業化を一貫して支援する制度です。

<支援措置の概要>

- 1) 特別貸付を受けることができます ～株式会社日本政策金融公庫※の特別貸付制度～
- 2) 特許費用がお安くなります ～特許料等の減免措置～
- 3) 信用保証が厚くなります ～中小企業信用保険法の特例～
- 4) 投資による資金を期待できます ～中小企業投資育成株式会社法の特例～
- 5) 設備資金の貸付が増えます ～小規模企業者等設備導入資金助成法の特例～

※ 中小企業金融公庫は、平成20年10月1日に、株式会社日本政策金融公庫に移行しました。詳しくは、以下をご参照ください。 <http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/sbir.html#a06>